

(ア) 水害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間伐 水源かん養保安林と同様

(イ) 潮害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 水害防備保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間伐 水源かん養保安林と同様

(ウ) 干害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間伐 水源かん養保安林と同様

(エ) なだれ防止保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐 2 その他の森林にあっては、禁伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間伐 水源かん養保安林と同様

(オ) 落石防止保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 なだれ防止保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間伐 水源かん養保安林と同様

(カ) 防火保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 禁伐	

(7) 魚つき保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>㊟ 主 伐</p> <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 魚つきの目的に係る海岸、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>㊟ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>㊟ 主 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p> <p>㊟ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(7) 航行目標保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>㊟ 主 伐</p> <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>㊟ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>㊟ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p> <p>㊟ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(カ) 保健保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>㊟ 主 伐</p> <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地城の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>㊟ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>㊟ 主 伐</p> <p>上砂流出防備保安林と同様</p> <p>㊟ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(3) 風致保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>㊟ 主 伐</p> <p>1 風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>㊟ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>㊟ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p> <p>㊟ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

ロ 保安施設地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 立木を伐採しても保安施設地区の指定目的の達成に支障がないと認められる場合には、択伐又は伐採種を定めない。 2 その他の森林にあっては、禁伐	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様

ハ 砂防指定地

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
砂防指定地等管理条例（平成 15 年宮城県規則第 42 号）第 5 条による。	

二 国立公園

(イ) 特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
特別保護地区においては禁伐とする。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の 10 パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に 10 年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の 30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の 60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づき、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1 伐区の面積が 2 ha 以内であること。ただし、粗密度 3 より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して 5 年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。  第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ニ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

木 国定公園

(イ) 特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
特別保護地区においては禁伐とする。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集用施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1区画の面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集用施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。  第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ニ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

へ 県立自然公園

(イ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(Q) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。</p> <p>1 択伐法</p> <p>ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。</p> <p>イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。</p> <p>ウ 公団計画に基づき、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。</p> <p>2 皆伐法</p> <p>ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。</p> <p>イ 1 伐区の面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p>	<p>ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。</p> <p>第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。</p>

(R) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。</p>	<p>一般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。</p>

ト 県自然環境保全地域特別地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第18条による。</p>	

チ 鳥獣保護区特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>木竹の伐採は、下記の場合を除き、大臣又は知事の許可を要する。</p> <p>（許可不要の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単木択伐</li> <li>・ 木竹の本数において20%以下の間伐</li> <li>・ 保育のための下刈り若しくは除伐</li> </ul>	

リ 都市計画区域風致地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年宮城県条例第15号）第2条による。</p>	

ヌ 史跡名勝天然記念物

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>文化財保護法第125条及び文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第36条による。</p>	

ル 急傾斜地崩壊危険区域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和41年法律第57号） 第7条による。	

## (附) 參考資料





## (附) 参考資料

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積 : ha)

区 分	区域面積①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林	民有林		
県 総 数	728, 223	414, 450	130, 786	283, 663	57%	
宮城南部計画区 総数	278, 320	163, 414	55, 663	107, 751	59%	
大河原地方振興事務所管内	白石市	28, 648	19, 377	4, 267	15, 110	68%
	角田市	14, 753	5, 613	82	5, 531	38%
	蔵王町	15, 283	9, 408	4, 223	5, 185	62%
	七ヶ宿町	26, 309	24, 028	15, 313	8, 715	91%
	大河原町	2, 499	702	0	702	28%
	村田町	7, 838	4, 152	406	3, 747	53%
	柴田町	5, 403	1, 885	37	1, 849	35%
	川崎町	27, 077	21, 481	8, 865	12, 616	79%
	丸森町	27, 330	19, 126	2, 431	16, 694	70%
	計	155, 140	105, 772	35, 624	70, 148	68%
仙台地方振興事務所管内	仙台市	78, 630	45, 041	19, 546	25, 495	57%
	青葉区				10, 838	
	宮城野区				327	
	若林区				109	
	太白区				8, 285	
	泉区				5, 936	
	塩竈市	1, 737	267	23	243	15%
	名取市	9, 817	2, 700	49	2, 651	28%
	多賀城市	1, 969	51	0	51	3%
	岩沼市	6, 045	1, 371	115	1, 256	23%
	亘理町	7, 360	1, 044	18	1, 026	14%
	山元町	6, 458	2, 049	70	1, 980	32%
	松島町	5, 356	2, 767	163	2, 604	52%
	七ヶ浜町	1, 319	194	8	186	15%
利府町	4, 489	2, 159	47	2, 112	48%	
計	123, 180	57, 642	20, 039	37, 603	47%	

- (注) 1 区域面積は、宮城県統計年鑑(令和元年版・宮城県震災復興・企画部統計課)による。  
 2 森林面積は、下記3、4の国有林と民有林の面積の計とし、集計時期等が異なるため、宮城県統計年鑑を基に作成する「(3)土地利用の現況」と一致しない。  
 3 国有林面積は、林野庁所管国有林は東北森林管理局資料、その他国有林は林業振興課資料による。  
 4 民有林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積で、本計画の対象外の森林を含み、林業振興課資料による。  
 5 単位未満を四捨五入したため、総数が一致しない場合がある。

(2) 地 況

イ 気 候

観測所	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 深 積 雪 深 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
白 石	34.5	-9.2	12.1	1,380	18	西	
丸 森	35.9	-14.2	12.9	1,280	※	西	
仙 台	35.5	-5.3	13.4	1,264	10	北北西	
新 川	33.4	-11.4	10.5	1,563	40	西	
塩 釜	34.6	-6.7	12.4	1,135	※	西	
亘 理	33.6	-9.0	12.7	1,196	※	南東	
平 均	34.6	-9.3	12.3	1,303	23	—	

(注) 気象庁データ(平成29～令和元年)の月ごとの値から平均を算出。(※:公表データなし)

ロ 地 勢

区 分	名 称 等
主 要 山 岳	標高1,000m以上 峠 田 岳 (1,082m) 後鳥帽子岳 (1,681m) 寒 風 山 (1,117m) フ ス ベ 山 (1,222m) 五 色 岳 (1,672m) 白 髪 山 - 番 城 山 (1,323m) 刈 田 岳 (1,758m) 後白髪山 (1,422m) ニ ツ 森 山 (1,269m) 名 号 峰 (1,491m) 泉 ケ 岳 (1,175m) 舟 引 山 (1,173m) 雁 戸 山 (1,484m) 北泉ヶ岳 (1,253m) 不 忘 山 (1,705m) 神 室 岳 (1,356m) 三 峯 山 (1,417m) 屏 風 岳 (1,825m) 大 東 岳 (1,365m) 楠 峰 (1,210m) 杉 ケ 峰 (1,745m) 南 面 白 山 (1,225m) 船 形 山 (1,500m) 馬 ノ 神 岳 (1,551m) 面 白 山 (1,264m)
主 要 河 川	一級河川: 名取川水系 名取川(延長:42.5km), 広瀬川(延長:40.0km) 阿武隈川水系 阿武隈川(延長:53.6km), 白石川(延長:69.7km) 二級河川: 七北田川水系 七北田川(延長:40.9km) 砂押川水系 砂押川(延長:14.5km) 高城川水系 高城川(延長:7.7km)
主要ダム	七ヶ宿ダム, 釜房ダム, 樽水ダム, 大倉ダム, 七北田ダム
主要島しょ	寒風沢島, 朴島, 野々島, 桂島

(注) 「宮城県統計年鑑(令和元年版・宮城県震災復興・企画部統計課)」による。

## (3) 土地利用の現況

(単位 面積：ha)

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
県 総 数	728,223	414,275	126,902	104,921	21,981	187,046	48,145	
宮城南部計画区 総数	278,320	163,995	34,756	24,946	9,810	79,569	25,358	
大河原地方振興事務所管内	白石市	28,648	19,527	3,090	1,650	1,440	6,031	999
	角田市	14,753	5,614	4,499	3,500	999	4,640	976
	蔵王町	15,283	9,563	2,127	957	1,170	3,593	677
	七ヶ宿町	26,309	24,003	517	257	260	1,789	108
	大河原町	2,499	702	569	437	132	1,228	453
	村田町	7,838	4,154	1,287	861	426	2,397	404
	柴田町	5,403	1,888	948	784	164	2,567	825
	川崎町	27,077	21,493	1,718	1,150	568	3,866	426
	丸森町	27,330	19,354	2,880	1,750	1,130	5,096	580
	計	155,140	106,298	17,635	11,346	6,289	31,207	5,448
仙台地方振興事務所管内	仙台市	78,630	45,049	5,920	4,740	1,180	27,661	12,968
	青葉区							
	宮城野区							
	若林区							
	太白区							
	泉区							
	塩竈市	1,737	261	20	11	9	1,456	731
	名取市	9,817	2,703	2,804	2,300	504	4,310	1,546
	多賀城市	1,969	51	330	302	28	1,588	867
	岩沼市	6,045	1,389	1,532	1,270	262	3,124	1,053
	亘理町	7,360	1,050	3,202	2,500	702	3,108	895
	山元町	6,458	2,071	1,814	1,270	544	2,573	618
	松島町	5,356	2,761	954	835	119	1,641	312
七ヶ浜町	1,319	194	152	111	41	973	403	
利府町	4,489	2,168	393	261	132	1,928	517	
計	123,180	57,697	17,121	13,600	3,521	48,362	19,910	

(注) 1 「宮城県統計年鑑（令和元年版・宮城県震災復興・企画部統計課）」による。  
2 森林面積は、集計時期等が異なるため、「(1)市町村別土地面積及び森林面積」と一致しない。

## (4) 産業別総生産額

(単位 金額：百万円)

区 分	総生産額	第 一 次 産 業				第二次 産 業	第三次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	水産業			
県 総 数	9,463,930	149,778	95,485	5,509	48,784	2,541,462	6,776,152	
宮城南部計画区 総数	7,120,717	34,091	24,920	1,521	7,650	1,447,957	5,598,071	
大河原地方振興事務所管内	白石市	115,916	2,548	2,393	154	1	44,839	68,571
	角田市	149,046	2,610	2,547	63	0	88,446	58,045
	蔵王町	45,961	2,667	2,583	76	8	16,560	26,751
	七ヶ宿町	5,351	602	507	95	0	1,717	3,034
	大河原町	75,812	1,033	1,024	9	0	14,699	60,108
	村田町	41,677	724	680	44	0	19,928	21,041
	柴田町	114,474	709	678	31	0	41,571	72,236
	川崎町	25,308	1,525	1,331	194	0	7,252	16,541
	丸森町	35,641	2,412	2,172	240	0	16,154	17,088
	計	609,186	14,830	13,915	906	9	251,166	343,415
仙台地方振興事務所管内	仙台市	5,387,952	4,230	3,710	461	59	846,786	4,495,701
	青葉区							
	宮城野区							
	若林区							
	太白区							
	泉区							
	塩竈市	171,950	5,610	14	2	5594	39,049	127,354
	名取市	283,335	1,832	1,696	47	89	86,170	195,437
	多賀城市	163,485	180	180	0	0	29,869	133,496
	岩沼市	197,408	788	775	13	0	89,382	107,311
	亘理町	91,602	2,693	2,152	10	531	36,656	52,287
	山元町	48,098	1,268	1,135	38	95	24,546	22,301
	松島町	36,944	861	781	22	58	8,858	27,239
	七ヶ浜町	39,508	1,422	257	2	1163	7,236	30,864
利府町	91,249	377	305	20	52	28,239	62,666	
計	6,511,531	19,261	11,005	615	7,641	1,196,791	5,254,656	

(注) 1 「平成29年度宮城県市町村民経済計算(宮城県震災復興・企画部)」による。  
2 総計には輸入品に課される税・関税が含まれ、総資本形成に係る消費税が除かれているため、各産業の和と一致しない。

## (5) 産業別就業者数

(単位 人数：人)

区 分	総 数	第 一 次 産 業				第 二 次 産 業	第 三 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	漁 業			
県 総 数	1,077,927	47,017	39,526	1,438	6,053	246,510	760,125	
宮城南部計画区 総数	729,035	14,386	13,192	514	680	146,823	551,418	
大河原地方振興事務所管内	白石市	16,667	1,111	1,046	61	4	5,631	9,868
	角田市	14,408	1,099	1,066	28	5	5,528	7,458
	蔵王町	6,165	842	816	20	6	1,882	3,354
	七ヶ宿町	612	126	103	23	-	150	336
	大河原町	11,200	292	272	20	-	3,626	7,158
	村田町	5,658	496	481	15	-	2,011	3,132
	柴田町	17,946	435	418	15	2	6,028	11,462
	川崎町	4,755	487	409	71	7	1,540	2,723
	丸森町	6,704	860	811	49	-	2,712	3,086
	計	84,115	5,748	5,422	302	24	29,108	48,577
仙台地方振興事務所管内	仙台市	479,339	3,717	3,471	162	84	77,038	386,007
	青葉区	133,659	613	530	70	13	18,225	110,277
	宮城野区	86,566	621	588	11	22	14,011	69,428
	若林区	60,348	715	696	8	11	10,947	47,231
	太白区	101,726	1,027	972	31	24	17,328	81,406
	泉区	97,040	741	685	42	14	16,527	77,665
	塩竈市	24,609	250	77	7	166	6,111	17,883
	名取市	35,534	1,222	1,203	6	13	7,904	25,707
	多賀城市	29,462	328	296	8	24	6,039	22,044
	岩沼市	21,116	494	487	3	4	5,782	14,401
	亘理町	16,137	1,165	1,102	3	60	5,066	9,719
	山元町	5,678	518	496	6	16	1,973	3,089
	松島町	6,755	352	281	9	62	1,451	4,919
	七ヶ浜町	8,647	256	52	1	203	2,321	6,016
	利府町	17,643	336	305	7	24	4,030	13,056
計	644,920	8,638	7,770	212	656	117,715	502,841	

(注) 1 「宮城県統計年鑑(令和元年版・宮城県震災復興・企画部統計課)」による。  
2 総数には、「分類不能の産業」を含む。





(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
県総数	面積	283,056.95	274,356.30	156,061.30	118,295.00	150,598.66	148,156.24	2,442.42	149,740.87	147,376.47	2,364.40	857.79	779.77	78.02
	材 積	64,164,899	64,164,899	48,659,533	15,505,366	46,923,865	46,675,329	248,536	46,743,581	46,499,904	243,677	180,284	175,425	4,859
	成長量	850.276	850,276	699,894	150,382	691,852	687,445	4,407	687,327	683,142	4,185	4,525	4,303	222
宮 城 部 南 計 画 区 総 数	面積	107,534.15	103,858.88	49,558.57	54,300.31	48,648.14	47,654.23	993.91	48,417.16	47,435.09	982.07	230.98	219.14	11.84
	材 積	22,350,402	22,350,402	15,244,042	7,106,360	14,872,017	14,777,297	94,720	14,828,290	14,734,171	94,119	43,727	43,126	601
	成長量	290.189	290,189	219,103	71,086	218,158	216,385	1,773	216,856	215,118	1,738	1,302	1,267	35
制限林	面積	29,320.25	28,100.54	15,091.73	13,008.81	14,770.95	14,451.38	319.57	14,622.82	14,311.09	311.73	148.13	140.29	7.84
	材 積	5,926,132	5,926,132	4,151,018	1,775,114	4,016,065	3,983,805	32,260	3,991,312	3,959,516	31,796	24,753	24,289	464
	成長量	83,668	83,668	67,424	16,244	67,315	66,710	605	66,411	65,830	581	904	880	24
普通林	面積	78,213.90	75,758.34	34,466.84	41,291.50	33,877.19	33,202.85	674.34	33,794.34	33,124.00	670.34	82.85	78.85	1.00
	材 積	16,424,270	16,424,270	11,093,024	5,331,216	10,855,952	10,793,492	62,460	10,836,978	10,774,655	62,323	18,974	18,837	137
	成長量	206,521	206,521	151,679	54,842	150,843	149,675	1,168	150,445	149,288	1,157	398	387	11



(単位 面積:ha 材積:立木地はm<sup>3</sup>, 竹林は束 成長量:m<sup>3</sup>)

地												竹林	無立木地		
天然林													総数	伐採跡地	未立木地
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
123,757.64	7,905.06	115,852.58	1,135.38	54.33	1,081.05	17.53	5.72	11.81	122,604.73	7,845.01	114,759.72	1,871.75	6,825.90	2,382.33	4,443.57
17,241,034	1,984,204	15,256,830	129,287	15,322	113,965	2,738	1,268	1,470	17,109,009	1,967,614	15,141,395	2,028,200			
158,424	12,449	145,975	2,167	80	2,087	24	9	15	156,233	12,360	143,873				
55,210.74	1,904.34	53,306.40	136.58	26.35	110.23	2.13	0.62	1.51	55,072.03	1,877.37	53,194.66	845.22	2,830.05	727.44	2,102.61
7,478,385	466,745	7,011,640	20,691	8,485	12,206	389	214	175	7,457,305	458,046	6,999,259	939,055			
72,031	2,718	69,313	199	19	180	5	1	4	71,827	2,698	69,129				
13,329.59	640.35	12,689.24	59.17	20.04	39.13	1.47	0.49	0.98	13,268.95	619.82	12,649.13	59.29	1,160.42	90.29	1,070.13
1,910,067	167,213	1,742,854	12,062	6,887	5,175	248	146	102	1,897,757	160,180	1,737,577	63,035			
16,353	714	15,639	63	2	61	4	1	3	16,286	711	15,575				
41,881.15	1,263.99	40,617.16	77.41	6.31	71.10	0.66	0.13	0.53	41,803.08	1,257.55	40,545.53	785.93	1,669.63	637.15	1,032.48
5,568,318	299,532	5,268,786	8,629	1,598	7,031	141	68	73	5,559,548	297,866	5,261,682	876,020			
55,678	2,004	53,674	136	17	119	1	0	1	55,541	1,987	53,554				





(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
県総数	面積	283,056.95	274,356.30	156,061.30	118,295.00	150,598.66	148,156.24	2,442.42	149,740.87	147,376.47	2,364.40	857.79	779.77	78.02
	材積	64,164,899	64,164,899	48,659,533	15,505,366	46,923,865	46,675,329	248,536	46,743,581	46,499,904	243,677	180,284	175,425	4,859
宮 城 部 南 計 画 区 総	面積	107,534.15	103,858.88	49,558.57	54,300.31	48,646.14	47,654.23	993.91	48,417.16	47,435.09	982.07	230.98	219.14	11.84
	材積	22,350,402	22,350,402	15,244,042	7,106,360	14,872,017	14,777,297	94,720	14,828,290	14,734,171	94,119	43,727	43,126	601
都道府 県有林	面積	3,953.95	3,684.67	2,864.93	819.74	2,856.17	2,756.06	100.11	2,846.52	2,746.54	99.98	9.65	9.52	0.13
	材積	886,792	886,792	781,503	105,289	763,195	752,140	11,055	760,285	749,232	11,053	2,910	2,908	2
市町村 有 林	面積	10,491.28	9,907.50	6,032.21	3,875.29	6,069.12	5,842.55	226.87	5,957.39	5,731.41	225.98	112.03	111.14	0.89
	材積	2,074,567	2,074,567	1,563,571	510,996	1,531,694	1,515,521	16,173	1,516,156	1,499,998	16,158	15,538	15,523	15
財産区 有 林	面積	495.35	493.09	394.62	98.47	392.51	390.27	2.24	392.51	390.27	2.24	-	-	-
	材積	119,827	119,827	108,203	11,624	107,406	107,124	282	107,406	107,124	282	-	-	-
私有林	面積	92,593.57	89,773.62	40,266.81	49,506.81	39,330.04	38,665.35	664.69	39,220.74	38,566.87	653.87	109.30	98.48	10.82
	材積	19,269,216	19,269,216	12,790,765	6,478,151	12,469,722	12,402,512	67,210	12,444,443	12,377,817	66,626	25,279	24,695	584

(注) 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村及びそれらの組織する組合が、財産区有林とは地方自治法

第3編第4章に規定される財産区がそれぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。

ただし、分取造林契約の場合は、造林者をもって森林所有者とする。

(単位 面積：ha 材積：立木地はm<sup>3</sup>、竹林は束)

地												竹林	無立木地		
天 然 林													総 数	伐採跡地	未立木地
総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林						
総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹				
123,757.64	7,905.06	115,852.58	1,135.38	54.33	1,081.05	17.53	5.72	11.81	122,604.73	7,845.01	114,759.72	1,874.75	6,825.90	2,382.33	4,443.57
17,241,034	1,984,204	15,256,830	129,017	15,322	113,695	2,737	1,268	1,470	17,107,929	1,967,014	15,141,395	2,028,200			
55,210.74	1,904.34	53,306.40	136.58	26.35	110.23	2.13	0.62	1.51	55,072.03	1,877.37	53,194.66	845.22	2,830.05	727.44	2,102.61
7,478,385	466,745	7,011,640	20,421	8,485	12,206	388	214	175	7,456,225	458,046	6,999,259	939,055			
828.50	108.87	719.63	28.70	2.42	26.28	0.49	0.49	-	799.31	105.96	693.35	0.08	269.20	-	269.20
123,597	29,363	94,234	3,836	714	3,392	145	146	-	118,265	28,503	90,842	80			
3,838.08	189.66	3,648.42	13.05	2.52	10.53	-	-	-	3,825.03	187.14	3,637.89	10.90	572.88	88.41	484.47
542,873	48,050	494,823	1,427	594	833	-	-	-	541,446	47,456	493,990	11,035			
100.58	4.35	96.23	-	-	-	-	-	-	100.58	4.35	96.23	-	2.26	0.36	1.90
12,421	1,079	11,342	-	-	-	-	-	-	12,421	1,079	11,342	-			
50,443.58	1,601.46	48,842.12	94.83	21.41	73.42	1.64	0.13	1.51	50,347.11	1,579.92	48,767.19	834.24	1,985.71	638.67	1,347.04
6,799,491	388,253	6,411,241	15,158	7,177	7,981	243	68	175	6,784,093	381,008	6,403,085	927,940			

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林							保 安 林 施設地	砂 防 指定地	自 然										
	水 か 保	ん 安	源 養 林	土 流 出 防 保	砂 防 備 林	土 砂 崩 防 備 林	そ の 他 の 保 安 林			保 安 林 計	国 立 公 園					国 定 公 園				
											特 別 保 地	第 1 種 特 別 地	第 2 種 特 別 地	第 3 種 特 別 地	種 別 小 園	特 別 保 地	第 1 種 特 別 地	第 2 種 特 別 地	第 3 種 特 別 地	
県 総 数	-	86.39	5.68	1,296.60	1,388.67	0.80	394.65	11.18	391.83	519.43	685.70	1,608.14	20.75	80.26	659.90	1,025.54				
宮城南部計画区 総数	52,230.21	10,928.08	156.27	6,183.47	69,498.03	1.29	1,710.37	12.50	460.15	1,951.26	5,726.13	8,150.04	20.75	118.57	1,373.97	2,536.00				
大河原地方振興事務所管内	17,068.35	2,123.63	75.63	1,678.36	20,946.17	0.80	621.55	-	-	-	0.48	0.48	20.75	-	359.23	624.25				
白石市	3,425.95	666.41	42.28	30.31	86.47	4,221.11	1.46	30.85	-	-	0.48	0.48	-	-	9.94	321.83				
角田市	273.20	83.18	1.14	22.12	379.64	4.35	1.88	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
蔵王町	748.19	28.40	2.09	5.18	783.86	112.22	2.13	-	-	-	-	-	-	-	21.58	5.04				
七ヶ宿町	3,845.42	287.10	-	112.22	112.22	120.49	38.73	-	-	-	-	-	20.75	-	70.39	56.68				
大河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
村田町	643.71	14.59	-	-	-	-	3.97	9.41	-	-	-	-	-	-	-	-				
柴田町	55.52	74.54	3.11	12.96	12.96	37.15	35.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
川崎町	2,263.58	177.29	0.78	51.01	2,492.69	2,224.82	0.05	8.63	-	-	-	-	-	-	91.66	34.64				
丸森町	1,986.78	200.14	2.76	35.14	2,224.82	175.29	11.79	-	-	-	-	-	-	-	154.34	38.99				
計	13,242.35	1,531.65	52.16	159.78	175.29	357.59	60.04	441.71	-	-	0.48	0.48	20.75	-	359.23	541.95				
仙台地方振興事務所管内	3,429.07	331.58	18.30	41.13	483.31	4,262.26	0.93	146.33	-	-	-	-	-	-	-	82.30				
青葉区	1,145.29	174.68	-	4.26	4.26	31.15	0.93	112.31	-	-	-	-	-	-	-	-				
宮城野区	96.03	-	-	104.49	104.49	18.87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
岩手区	-	-	-	18.87	18.87	91.52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
太白区	207.70	151.69	18.30	91.52	175.21	18.00	28.25	-	-	-	-	-	-	-	-	82.30				
泉 区	1,680.05	2.21	-	108.36	1,790.62	0.71	5.77	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
塩竈市	-	-	0.80	128.13	128.93	0.71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
名取市	-	11.69	0.67	120.98	133.34	0.75	0.75	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
多賀城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
岩沼市	-	69.47	0.45	183.37	253.29	0.22	1.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
亘理町	-	34.51	-	106.64	141.15	0.99	0.90	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
山元町	-	133.48	-	129.80	263.28	0.68	1.01	0.68	-	-	-	-	-	-	-	-				
松島町	-	6.00	3.25	64.24	73.49	-	1.18	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
七ヶ浜町	-	-	-	30.98	30.98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
利府町	396.93	5.45	-	73.32	475.70	-	1.36	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
計	3,826.00	592.18	23.47	1,320.77	5,762.42	42.83	3.84	0.80	3.84	-	-	-	-	-	-	82.30				

(注) 1 上段は、その左欄に記載されている制限林と重複して指定されている森林の面積で、内数である。  
ただし、その他の保安林の上段の面積は、その他の保安林どうしの重複を含む面積である。  
2 その他の保安林の下段の面積は、その他の保安林どうしの重複を除いた実面積である。

公園						(単位 面積: ha)											
公園小計	国立自然公園				自然公園小計	自然環境保全法による自然環境保全地域	自然環境保全法による自然環境保全地域	自然環境保全法による都道府県自然環境保全特別地区	鳥獣保護法による特別保護地区	都市計画法による緑地保全地区	都市計画法による風致別母樹林	文化財保護法による勝天記念物に係る指定地	絶滅のおそれのある動植物の保存に関する法律による管理地区	その他	制限林計(延べ面積)	制限林面積	
	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	国立自然公園小計													
1,786.45	15.46	841.08	3,072.65	3,929.19	7,323.78	-	-	183.11	353.65	-	177.19	-	424.70	-	26.91	-	
4,049.29	25.71	1,384.49	9,996.70	11,406.90	23,606.23	-	-	588.14	407.81	96.78	257.77	-	2,566.15	-	100.36	98,832.93	
331.03	15.46	633.70	2,221.80	2,870.96	3,201.99	-	-	-	91.38	-	101.08	-	266.21	-	1.72	-	
1,004.23	22.13	1,108.58	7,023.78	8,154.49	9,159.20	-	-	245.93	145.54	96.78	121.67	-	1,915.83	-	11.92	33,265.40	
30.29	-	-	-	-	30.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
331.77	-	-	-	-	332.25	-	-	-	-	-	2.47	-	6.18	-	-	4,592.86	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.07	403.33	
26.62	-	-	-	-	26.62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
226.20	-	-	-	-	226.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,056.50	
147.82	-	-	-	-	147.82	-	-	-	20.75	-	-	-	-	-	-	-	
170.63	-	-	-	-	170.63	-	-	-	20.75	-	-	-	-	-	-	4,684.23	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.24	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.24	-	-	-	-	-	-	671.95	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
126.30	-	-	-	-	126.30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	205.49	
193.33	-	-	-	-	193.33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.17	2,695.82	
-	15.46	13.30	363.86	392.62	392.62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	22.13	46.11	948.83	1,017.10	1,017.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.40	3,292.07	
331.03	15.46	13.30	363.86	392.62	723.65	-	-	-	24.99	-	-	-	-	-	-	-	
921.93	22.13	46.14	948.83	1,017.10	1,939.51	-	-	-	24.99	-	2.47	-	6.18	-	7.35	17,605.96	
-	-	620.40	1,857.94	2,478.34	2,478.34	-	-	-	44.54	-	101.08	-	45.43	-	-	-	
82.30	-	1,062.44	6,074.95	7,137.39	7,219.69	-	-	-	82.78	96.78	119.20	-	64.46	-	2.14	11,993.64	
-	-	122.18	1,169.42	1,291.60	1,291.60	-	-	-	-	-	5.39	-	36.46	-	-	-	
-	-	162.19	3,931.30	4,093.49	4,093.49	-	-	-	38.14	92.67	9.63	-	40.86	-	-	6,041.22	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.86	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.10	4.11	19.37	-	11.63	-	-	276.03	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	44.54	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	44.54	-	-	-	-	-	-	119.03	
-	-	11.01	211.50	222.51	222.51	-	-	-	-	-	78.83	-	8.97	-	-	-	
82.30	-	341.72	1,649.61	1,991.33	2,073.63	-	-	-	-	-	90.20	-	5.97	-	2.14	2,678.40	
-	-	487.21	477.02	961.23	964.23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	558.53	494.04	1,052.57	1,052.57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,848.96	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	21.85	-	-	-	106.77	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	24.85	-	-	-	137.15	-	-	290.93	
-	-	-	-	-	-	-	-	245.93	-	-	-	-	1.63	-	0.25	381.90	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32.51	-	-	32.51	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.29	-	258.00	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155.81	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	275.23	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.33	-	-	-	69.39	-	1.54	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,029.85	-	1.54	1,106.39	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39.91	-	0.18	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.59	-	-	-	111.56	-	0.35	155.48	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.71	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	532.49	-	-	1,009.55	
82.30	-	620.40	1,857.94	2,478.34	2,478.34	-	-	-	66.39	-	101.08	-	266.21	-	1.72	-	
-	-	1,062.44	6,074.95	7,137.39	7,219.69	-	-	245.93	120.55	96.78	119.20	-	1,909.65	-	4.57	15,659.44	

## (6) 樹種別材積表

(単位 面積:ha 材積:m<sup>3</sup>)

区 分	県 総 数		宮城南部計画区 総 数		備 考
	面 積	材 積	面 積	材 積	
立 木 地 総 数	274,358.88	64,165,318	103,858.88	22,350,402	
針 葉 樹	156,063.88	48,659,952	49,558.57	15,244,042	
人 工 林	148,268.66	46,721,257	47,734.53	14,804,505	
ス ギ	107,354.74	38,166,389	31,445.04	11,533,710	
ヒ ノ キ	7,532.82	1,214,426	2,563.53	447,435	
ア カ マ ツ	29,092.62	6,480,520	11,819.18	2,467,016	
ク ロ マ ツ	797.41	175,054	151.42	33,002	
カ ラ マ ツ	3,444.41	675,424	1,734.75	318,564	
そ の 他 針	46.66	9,444	20.61	4,778	
天 然 林	7,795.22	1,938,695	1,824.04	439,537	
ア カ マ ツ	7,148.66	1,769,391	1,676.61	399,711	
ク ロ マ ツ	552.35	145,014	76.10	21,110	
そ の 他 針	94.21	24,290	71.33	18,716	
広 葉 樹	118,295.00	15,505,366	54,300.31	7,106,360	
人 工 林	1,852.45	166,232	815.54	70,185	
ク ヌ ギ	417.45	56,762	205.47	25,230	
そ の 他 広	1,435.00	109,470	610.07	44,955	
天 然 林	116,442.55	15,339,134	53,484.77	7,036,175	
ク ヌ ギ	2,402.35	345,168	1,323.98	179,403	
そ の 他 広	114,040.20	14,993,966	52,160.79	6,856,772	
人 工 林 計	150,121.11	46,887,489	48,550.07	14,874,690	
天 然 林 計	124,237.77	17,277,829	55,308.81	7,475,712	

(注) 混交林又は複層林で人工林及び天然林の2種類がある林分は、樹種ごとの面積割合により区分されている。  
したがって、施業方法別の森林資源表((1)p57～(4)p64)の人工林・天然林の数値とは合致しない。



(7) 特定保安林の指定状況

- ・該当なし

## (8) 荒廃地等の面積

(単位 面積 : ha)

区 分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
計 画 区 総 数		1,742.48	1,602.36
大河原地方振興事務所管内	白 石 市	252.11	231.78
	角 田 市	68.53	61.67
	蔵 王 町	84.89	83.89
	七ヶ宿町	79.01	70.43
	大河原町	5.96	5.96
	村 田 町	48.26	36.47
	柴 田 町	82.54	76.54
	川 崎 町	223.91	217.49
	丸 森 町	340.08	295.03
	計	1,185.29	1,079.26
仙台地方振興事務所管内	仙 台 市	279.10	259.47
	青 葉 区	78.41	71.62
	宮城野区	6.06	5.14
	若 林 区	-	-
	太 白 区	147.14	146.99
	泉 区	47.49	35.72
	塩 竈 市	2.00	2.00
	名 取 市	45.00	42.00
	多 賀 城 市	-	-
	岩 沼 市	60.49	59.49
	亘 理 町	44.40	40.40
	山 元 町	74.51	74.51
	松 島 町	10.01	9.01
	七ヶ浜町	2.00	1.00
	利 府 町	39.68	35.22
	計	557.19	523.10

(注) 令和元年度山地災害危険地区調査データ：森林整備課調べ

(9) 森林の被害

(単位 面積 ha、松くい虫・ナラ枯れ被害:材積 m<sup>3</sup>)

種 類	林野火災			気 象 害			獣 害			松くい虫被害			ナラ枯れ被害			
	平成 29	平成 30	令和 元	平成 29	平成 30	令和 元	平成 29	平成 30	令和 元	平成 29	平成 30	令和 元	平成 29	平成 30	令和 元	
計 画 区 総 数	-	-	-	-	-	-	4.31	-	5.90	6,029.20	5,780.63	3,992.14	4,698.39	3,022.20	2,783.38	
大河原地方振興事務所管内	白石市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82.84	76.21	92.42	21.66	5.25	6.41
	角田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79.59	118.54	74.09	646.56	544.85	201.32
	蔵王町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35.02	18.19	18.19	355.35	115.64	217.15
	七ヶ宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29.54	26.72	14.24	15.25	-	-
	大河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58.24	27.56	11.02	-	89.56	2.86
	村田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18.11	47.15	40.21	-	227.12	277.10
	柴田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.25	103.45	94.83	73.19	449.28	125.99
	川崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	5.90	14.49	-	11.65	1,917.94	183.86	206.97
	丸森町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	516.62	1,003.88	230.04	994.27	673.65	645.87
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	5.90	854.70	1,421.70	586.69	4,024.22	2,289.21	1,683.67
仙台地方振興事務所管内	仙台市	-	-	-	-	-	-	4.31	-	-	621.20	476.39	387.81	318.01	59.37	31.62
	青葉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	147.14	11.35	81.09	3.40	11.74
	宮城野区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	203.42	108.47	-	1.24	-
	若林区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	267.99	-	-	-
	太白区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.96	-	230.56	46.39	7.82
	泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24.87	-	6.36	8.34	12.06
	塩竈市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	442.02	392.78	177.69	-	-	-
	名取市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41.85	45.84	23.29	-	349.17	691.04
	多賀城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.49	-	68.37	-	-
	岩沼市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72.22	159.00	188.49	295.21
	亶理町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70.49	93.71	77.15	-	-	-
	山元町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	124.02	135.96	44.49
	松島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,270.91	1,610.72	1,432.76	-	-	22.16
	七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	821.32	593.51	612.25	4.77	-	-
	利府町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	906.71	1,141.49	622.28	-	-	15.19
計	-	-	-	-	-	-	4.31	-	-	5,174.50	4,358.93	3,405.45	674.17	732.99	1,099.71	

※森林整備課調べ

(10) 防火線等の整備状況

・該当なし

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林業経営体数

(単位 経営体数)

区 分	総数	保有山林 なし	3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～30ha 未満	30～50ha 未満	50～500ha 未満	500ha 以上	
県 総 数	1,373	28	14	426	362	344	91	86	22	
宮城南部計画区 総数	462	11	5	149	129	95	27	33	10	
大河原地方振興事務所管内	白石市	51	2	1	19	15	7	2	4	1
	角田市	49	2	-	14	16	8	5	4	-
	蔵王町	27	-	-	13	6	3	1	4	-
	七ヶ宿町	17	1	-	5	4	4	1	-	2
	大河原町	10	-	-	4	1	3	1	1	-
	村田町	22	-	-	11	6	2	-	2	1
	柴田町	15	-	-	8	2	3	1	1	-
	川崎町	59	4	-	13	19	15	4	3	1
	丸森町	88	-	2	22	32	22	7	2	1
	計	338	9	3	109	101	67	22	21	6
仙台地方振興事務所管内	仙台市	76	2	1	23	15	21	3	7	4
	青葉区	32	-	-	10	7	8	1	3	3
	宮城野区	6	*	*	*	*	*	*	*	*
	若林区	2	*	*	*	*	*	*	*	*
	太白区	10	-	1	1	4	4	-	-	-
	泉区	26	2	-	9	2	7	2	3	1
	塩竈市	2	*	*	*	*	*	*	*	*
	名取市	11	-	-	5	3	1	-	2	-
	多賀城市	1	*	*	*	*	*	*	*	*
	岩沼市	5	-	-	-	2	2	-	1	-
	亘理町	5	-	1	2	2	-	-	-	-
	山元町	12	-	-	4	3	2	2	1	-
	松島町	9	-	-	4	3	2	-	-	-
	七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利府町	3	-	-	2	-	-	-	1	-
計	124	2	2	40	28	28	5	12	4	

(注) 1 「2015年農林業センサス」による。

2 \*は非公表

## (2) 森林経営計画の認定状況

## イ 市町村長認定分

(単位 人数：人，面積：ha)

区 分	認 定 実 績 (市町村長認定分)									備 考	
	総 数			公 有 林			私 有 林				
	件数	人 数	面 積	件数	人 数	面 積	件数	人 数	面 積		
宮城南部計画区 総数	48	321	11,563.60	12	18	5,213.69	36	303	6,349.91		
大河原地方振興事務所管内	白石市	4	60	1,507.07	1	7	1,183.00	3	53	324.07	
	角田市	2	7	96.50	-	-	-	2	7	96.50	
	蔵王町	2	38	233.29	-	-	-	2	38	233.29	
	七ヶ宿町	5	19	2,640.37	1	1	1,263.19	4	18	1,377.18	
	大河原町	1	1	111.36	-	-	-	1	1	111.36	
	村田町	3	3	414.90	3	3	414.90	-	-	-	
	柴田町	1	1	161.66	1	1	161.66	-	-	-	
	川崎町	7	43	1,708.23	2	2	1,328.12	5	41	380.11	
	丸森町	6	116	2,172.57	4	4	862.82	2	112	1,309.75	
	計	31	288	9,045.95	12	18	5,213.69	19	270	3,832.26	
仙台地方振興事務所管内	仙台市	5	9	1,547.68	-	-	-	5	9	1,547.68	
	塩竈市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	名取市	5	17	587.05	-	-	-	5	17	587.05	
	多賀城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	岩沼市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	亘理町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山元町	1	1	104.32	-	-	-	1	1	104.32	
	松島町	1	1	62.14	-	-	-	1	1	62.14	
	七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	利府町	5	5	216.46	-	-	-	5	5	216.46	
計	17	33	2,517.65	0	0	0.00	17	33	2,517.65		

(注) 1 令和元年度末現在の数値

2 市町村長認定分は、同一の市町村内に存する森林のみでたてられた森林経営計画である。

3 人数及び面積は、延べ人数と延べ面積である。

4 公有林には市町村が組織する団体及び財産区を含み、人数は団体数である。

□ 県知事認定分

(単位 人数：人、面積：ha)

区 分	認 定 実 績 (県知事認定分)									備 考	
	総 数			公 有 林			私 有 林				
	件数	人 数	面 積	件数	人 数	面 積	件数	人 数	面 積		
宮城南部計画区 総数	32	32	11,056.29	13	13	5,140.75	19	19	5,915.54		
大河原地方振興事務所管内	白石市	2	2	1,699.82	1	1	888.50	1	1	811.32	
	角田市	1	1	141.25	-	-	0.00	1	1	141.25	
	蔵王町	3	3	514.66	1	1	17.81	2	2	496.85	
	七ヶ宿町	2	2	943.76	1	1	435.32	1	1	508.44	
	大河原町	1	1	6.21	-	-	0.00	1	1	6.21	
	村田町	3	3	382.32	1	1	49.27	2	2	333.05	
	柴田町	1	1	451.88	-	-	0.00	1	1	451.88	
	川崎町	3	3	1,605.12	2	2	1,013.44	1	1	591.68	
	丸森町	3	3	883.93	1	1	385.37	2	2	498.56	
	計	19	19	6,628.95	7	7	2,789.71	12	12	3,839.24	
仙台地方振興事務所管内	仙台市	4	4	3,001.91	2	2	1,446.14	2	2	1,555.77	
	塩竈市	-	-	0.00	-	-	0.00	-	-	0.00	
	名取市	2	2	299.23	1	1	59.40	1	1	239.83	
	多賀城市	-	-	0.00	-	-	0.00	-	-	0.00	
	岩沼市	1	1	38.89	-	-	0.00	1	1	38.89	
	亘理町	1	1	11.96	-	-	0.00	1	1	11.96	
	山元町	1	1	213.17	-	-	0.00	1	1	213.17	
	松島町	2	2	170.77	1	1	154.09	1	1	16.68	
	七ヶ浜町	-	-	0.00	-	-	0.00	-	-	0.00	
	利府町	2	2	691.41	2	2	691.41	-	-	0.00	
計	13	13	4,427.34	6	6	2,351.04	7	7	2,076.30		

- (注) 1 令和元年度末現在の数値  
 2 森林経営計画対象森林が複数の市町村に存する場合、県知事認定となる。  
 3 人数及び面積は、延べ人数と延べ面積である。  
 4 県知事認定は複数市町村にまたがることから、件数は重複している。  
 5 公有林には市町村が組織する団体及び財産区を含み、人数は団体数である。